

令和元年 10 月 25 日  
九州地方整備局

## 11月は「建設業取引適正化推進月間」です

～みんなで守る適正取引～

国土交通省と各県では、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」と定め、この期間に建設業法に関する講習会の開催等、集中的に法令遵守に関する活動を実施します。

建設業における取引の適正化については、従来より建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正な運用と不正行為の未然防止を図るとともに、建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、令和元年度においても、11月を「建設業取引適正化推進月間」として、建設業の取引適正化に関し、集中的に法令遵守に関する活動を実施します。

### 1. 実施期間

令和元年11月1日～30日

### 2. 主催

九州地方整備局、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

### 3. 主な実施内容

- (1) 建設企業等を対象とした建設業法等に関する講習会の開催
- (2) 講習会への講師等の派遣
- (3) 立入検査等の実施

別添1：令和元年度「建設業取引適正化推進月間」における活動について

別添2：「建設業取引適正化推進月間」広報ポスター

#### 【問合せ先】

九州地方整備局 電話番号：092-471-6331（代表） 092-409-4201（直通）

FAX番号：092-476-3511

建政部 建設産業課長 廣瀬 祐一郎（ひろせ ゆういちろう）（内線6141）

建設産業課長補佐 樋口 敏明（ひぐち としあき）（内線6144）

## 令和元年度「建設業取引適正化推進月間」における活動について

### 1. 趣旨

建設業における取引の適正化については、従来より建設業法(昭和24年法律第100号)の厳正な運用と不正行為の未然防止を図るとともに、建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、令和元年度においても、11月を「建設業取引適正化推進月間」(以下「月間」という。)として、建設業の取引適正化に関し、集中的に法令遵守に関する活動を行うものです。

### 2. 実施期間

令和元年11月1日～30日

### 3. 主催

九州地方整備局、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

### 4. 主な実施内容(令和元年10月25日現在)

#### (1)ポスターの配布・掲示、およびホームページ等を通じた広報

- ① 九州地方整備局本局・事務所、および県本庁・土木事務所、市区町村にポスターの配布・掲示等を行います。
- ② 九州地方整備局のホームページにて、取引の適正化に関する普及啓発のため、月間の取組等について広報を行います。
- ③ 九州管内の建設業関係団体に対して、月間中における取引の適正化に関する取組の周知依頼をするとともに、各取組に関する協力依頼を行います。

#### (2)建設企業等を対象とした建設業法令遵守説明会の開催

一般財団法人建設業振興基金による建設キャリアアップシステム説明会の全国地方都市セミナーと併せて、建設業法に基づく下請取引の適正化を図ることを目的とした建設業法令遵守説明会を開催します。(参加無料)

※説明会の詳細は、9月17日付け記者発表に掲載しております。

(記者発表URL: [http://www.qsr.mlit.go.jp/press\\_release/r1/19091702.html](http://www.qsr.mlit.go.jp/press_release/r1/19091702.html))

開催日	開催地	会場名	備考
11月7日(木)	福岡市	リファレンス駅東ビル H-2	満席
11月8日(金)	大分市	大分建設会館 5階大ホール	
11月18日(月)	長崎市	長崎県建設総合会館 大会議室	
11月19日(火)	佐賀市	佐賀県教育会館 第一会議室	
11月25日(月)	宮崎市	JAAZMホール 302研修室	
11月26日(火)	鹿児島市	かごしま県民交流センター 大研修室第3	満席
12月9日(月)	熊本市	くまもと県民交流館パレア 会議室1	

※開催時間は、13:15～16:15(受付開始12:45)となっています。

※申し込みは、建設業振興基金専用ホームページからご応募ください。

(専用ホームページURL: <https://wuke.jp/ccus/entries/add/1>)

#### (3)講習会への講師等の派遣

九州地方整備局では、長崎県等が主催の講習会に講師を派遣します。

また、建設業法等の周知を目的とした関係団体等が主催する講習会・セミナー等に対して、年間を通じて、講師派遣を行っていますので、詳しくは九州地方整備局建政部のホームページをご覧ください。

([http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index\\_02.html#suisin](http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html#suisin))

#### (4)立入検査等の実施

九州地方整備局と各県合同による、

- ① 大臣許可業者への立入検査を管内全ての県で実施します。
- ② 県知事許可業者への立入検査を管内全ての県で実施します。

立入検査に当たっては、社会保険等の加入状況や法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況の確認、建設業法令遵守ガイドライン、各種相談窓口等の周知を併せて実施します。

#### (5)関係機関との連携

中小企業庁等と連携し、関係機関との合同立入検査による指導等を実施します。

### 建設企業のための適正取引に関する資料・各種相談窓口

#### ○建設業法令遵守ガイドライン

法律の不知による法令違反行為の防止を図るため、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示したもの

⇒ [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000188.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html)



#### ○建設企業のための適正取引ハンドブック

建設業の取引条件の改善に向けて建設業法違反となる取引上の行為や注意点と目指すべき取引のあり方などをまとめたもの

⇒ <http://www.mlit.go.jp/common/001202625.pdf>



#### ○各種相談窓口について

建設業に関する相談、請負契約に関するトラブル、建設業に係る法令違反行為の通報の窓口、講師派遣の申し込み

⇒ [http://www.qsr.mlit.go.jp/site\\_files/file/pdf/soudanmadoguchi.pdf](http://www.qsr.mlit.go.jp/site_files/file/pdf/soudanmadoguchi.pdf)



**この機会にぜひご確認ください!!**

# みんなを守る 適正取引!



契約は着工前に  
書面で締結しましょう



令和元年度

## 11月は建設業取引適正化推進月間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進月間に建設業法令遵守など、建設業取引の適正化に関する講習会を各地で開催します。詳しくはホームページからご確認ください。

建設業取引適正化推進月間

検索

主催 国土交通省、都道府県  
協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構